

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合
(第5回)

1 日時

令和6年5月20日(月)16時00分～17時30分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

落合構成員、長田構成員、林構成員

日本放送協会 前田構成員、大治構成員、市川構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員、高野構成員、梅谷構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員、長尾構成員、里構成員、長谷川構成員、
山根構成員、八田構成員

(2) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同局
放送政策課室長、細野同局放送政策課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題(1)「競争評価プロセス全体のイメージ」

事務局から、資料5-1に基づき、説明が行われた。

(2) 意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【飯倉放送政策課長】

今説明いただいた資料5ページで競争評価プロセスの全体イメージの右側の「総務省におけるプロセス」を中心に議論いただきたいと思っています。

当初予定していた論点につきましては、この資料7ページに、論点を挙げさせていただいておりました。他方で、今回、放送法改正案につきましては、先週、国会で御審議いただき、成立となり、そういった中身も御説明ありましたけども、それを踏まえると、資料5ページの緑のところも中身が見えてくるわけでありまして、特に資料7ページの論点の2つ目の関係事業者の意見をどのように酌み取るのか、4つ目の仮にNHKの競争評価に問題があれば、どういう対応を行うのかにつきましては、法律に基づいてやっていくことになると思います。そこも含めてではあります、主に2つ目、4つ目は答えが出ていますので、残りの論点のところを中心に御意見、御議論いただきたいと思います。

【林構成員】

まずは、放送法改正が成立しまして、関係者の皆様、お疲れさまでございました。

質問が2点ございます。1点目は、競争評価の対象について、あるいは今後開かれるであろう検証会議の役割あるいは機能についてでございます。改正放送法と絡めて質問させていただきたいのですが、NHKの現行の理解増進情報は、今は原則として例えばヤフー等のポータルサイトのようなプラットフォームに配信されてないと思います。将来どうなるか分からないとも思います。例えばTVerを通じたNHKの放送番組の提供については既になされていることを踏まえ、今後とも配信されないとはい切れないとも思います。もし、例えば今の理解増進情報的なものが主要ポータルサイトに配信されるというようなことになると、ユーザーアクセス、いわゆるPVは増加するとも考えられますので、そういった出っ張り部分、あるいはしみ出す部分について、今回の放送法改正では番組関連情報の配信ができるということになったようでございますけれども、仮にそういった部分に限られるとしても、その情報がどういった流通経路で流れるかどうかの検討も競争評価の上では重要だと私自身は思っています。といいますのも、もしプラットフォーム経由で、例えばそういった形で配信される流通経路が一旦確立すると、市場競争への影響はこれまた無視できないと思いますので、今後この点を含めて競争評価していくべきだと思っています。要するに、今回の放送法改正が、放送とネットが同一という部分が理念としてあって、放送の部分をネットに流すということを原則としますと、伝送路の違いがあってもこれは問題ないということだと思っておりますが、そうは言っても、番組関連情報が放送とネットが同一という原則を乗り越えないかどうか、「しみ出す」という表現を出しましたけども、そういう番組関連情報について、周辺領域、ペイウォールの外側にしみ出す部分

も含めて、競争評価の対象とすべきではないかと思えます。その点について、放送法改正はどうなっているのか、今後そういったことが検証会議等の場で検証することが可能かどうかについて、確認を含めて、事務局にまず教えていただければと思います。

2点目は配信に係る費用の点でございます。費用の点も今日ここで先ほどの事務局資料で論点として挙げていただきましたが、費用と一口に言っても、放送と同じ内容をネットに流す際のシステム構築にかかる費用の部分と、システム構築ができた後で、次年度以降になると思いますが、事業内容に応じて個別にかかる費用の2つがあると思いますが、初年度はシステム構築にかかる費用が膨大になることは想定されるということですが、翌年以降はその費用は基本的には不要になると思いますので、その後は、業務内容に応じて個別にかかる費用をどれだけしっかり見ていくかが大事になってくると思っています。

そこで質問ですが、そういった費用について、NHKのプロセスということで書いてありますけども、業務規程の記載事項としてどの程度の粒度として記載するのか、あるいは、これはその点とも関わりますけど、透明性をどういった形で確保するのか。すなわち予算書とか決算書にどの程度書くかということが論点になってくるのかと思いますが、少なくとも業務内容に応じて個別にかかる費用が毎年度出てくるときに、費用規模が大きく変わってくるのであれば、そのたびごとに競争評価の検証会議のプロセスを、検証のプロセスを義務づけていくということが私は必要ではないかと思いますが、この点について、事務局でもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思えますし、ほかの構成員の御意見もお聞きしたいと思ったところでございます。

【岸放送政策課室長】

法案を担当しておりますので、法律の内容につきましてまず私から御説明をさせていただきます。

まず、番組関連情報としてネットで配信されていくものについては、NHK自らがやられるものもあれば、他社のプラットフォームを通じ流れていくものも出てくるだろうということだと思います。今後どういうふうな形で番組関連情報をネットで配信していくかについては、まさにNHKがこれからお考えになることだと思っております。流されるサービス、具体的なサービスの目的、性質に応じて法律上整理されていくことになるかと考えてございます。例えば、番組関連情報の配信は、改正放送法の下では、基本的に受信契約の対象（特定必要的配信）になりますので、これの受信を開始した人は、受信契約を結んで

いただく対象になってくるという制度になってございます。そうではなくて、例えば、一部のコンテンツをインターネットでの配信の普及を図ることを目的として受信契約を結んでいない方々にも出していくといったことを目的とするものというのがもし出てくれば、これは別の条文がございまして、改正放送法第20条の3の第10項において試行的な受信を可能とするための措置というのがございまして。例えばこういう目的で出していく番組関連情報というの、NHKは、これは任意業務ですけれども、やることができるという制度にもしてございます。

したがって、林構成員の問題意識を踏まえるならば、競争評価の準備会合の下で今御議論いただいている競争評価の範囲をどこまでにするのかについては、仮に番組関連情報の配信そのものだけでなく、試行的な配信も含めて、例えばプラットフォーム経由で出されるものも含めて見ていくことが、市場競争を評価するという観点から適切ではないか、こういったような御議論というのもあり得るところだと考えてございます。

私の理解では、準備会合で御議論いただいておりますのは、まさに適切に競争評価をしていくために、どれぐらいの範囲で捉えていくべきかということをもっと御議論いただいて、それが結果として法律上のどこの条文に基づいてNHKがやるものを対象とすることになるのかということかと思っていますので、まずは市場競争を評価するためにどの範囲をカバーすることが適切かという観点から、今回、御検討、御議論いただくべきものと考えてございます。

次に、費用の件につきましては、例えば番組関連情報の配信にこれぐらい費用が必要だということが、競争評価を行う上でどれぐらいの意味を持つのかに関わってくるのだらうと思っています。仮に業務規程に費用の規模なりを記載するとしないとの法的な効果の違いというのは、林構成員のおっしゃったとおりだと思っています。書かれた費用の規模を変更するとなったときに、まず、NHKが変更の届出をされて、総務大臣が放送法に基づいて意見を聴取するというプロセスが走ることになるか、走らないのかということになってくると思いますので、まさに費用の規模が変わることが、競争評価をする上で必要な、競争評価を行わなければいけない事象かどうかを御議論、御検討いただいた上で取りまとめいただくことになるのではないかと考えています。

なお、費用の透明性の観点から申し上げますと、これは競争評価とは別の趣旨、例えば、NHK予算の国会承認のプロセス、あるいは放送法第84条の2において、まさに国民への透明性の確保のための情報公開の規定がございまして。これに基づいて今でも任意業務の

インターネット活用業務の費用は明らかにしていただいているところをごさいますて、必須業務になるに当たって、ここの部分、つまり、透明性確保のために収支予算書をどうするか、あるいは国民への情報公開の規定をどうするか、これも併せて考えていかなければいけない。この辺りも含めて、全体として費用がどういう形で国民の皆さんの前に明らかになるかという観点から御議論いただければありがたいと思っております。

全ての問題意識に答えられているかどうか分かりませんが、私からの説明は以上でございます。

【林構成員】

おかげさまで大分頭がクリアになったのですが、特に2点目の質問の点は、私も全く同感で、競争評価の視点に加えて透明性の確保の観点も国民に対してしっかり説明責任を果たしていくという見地が重要だと思いますので、御指摘、御説明に私も賛同でございます。

1点目については、さらに確認をさせていただきたいのですが、そうすると、いわゆる必須業務であるところの番組関連情報の配信業務については、資料5ページでいえば、業務規程の作成義務もあるし、意見聴取の義務もあるし、仮に検証会議で競争評価をして、そこで問題ありとされれば、変更の勧告や命令もできる。必須業務についてはそういうことができるということですが、試行的配信といった部分については、そういった業務規程の作成義務や意見聴取義務、あるいは競争上問題があったときの措置の問題などは、特にないということで理解してよろしいでしょうか。

【岸放送政策課室長】

改正された放送法の下で、第20条の4のプロセスの適用を受けるのは必須業務としての番組関連情報の配信ということになってまいります。

【林構成員】

分かりました。そうすると、各種義務というのは必須業務の部分に限られるということですね。

【岸放送政策課室長】

はい。法律上の立てつけはそうになっておりまして、それと全体として適切に競争評価を

行うためにどこまでをカバーするかということとは別の議論としてまた存在するのだろう
とさせていただきます。

【林構成員】

分かりました。まさにそういったところは連続するものとして、「しみ出す」という表現
をしましたが、そういう試行的配信の部分も含めて、競争評価・検証の射程は広めに取
っておくのがよろしいと思っています。

【飯倉放送政策課長】

制度として放送法上求められることと、あと、検証会議としてその役割を果たすために
必要な作業というのは少し柔軟に考えてもいいと私も思います。

【(一社)日本民間放送連盟 里構成員】

大変よく分かりました。資料7ページ、総務省プロセスに係る論点のところに白丸が5
つありますが、上3つについて、意見、お願いを述べさせていただきます。

白丸1つ目、独立性や専門性をどのように担保するべきかという点があります。意見、
お願いですが、総務省の検証会議の体制において、専門性もしくは継続性の点も非常に重
要かと思しますので、この場にいる方々が参加するのが望ましいのではないかと
思っています。NHKが今後作成する業務規程に問題がないと強く期待しておりますが、万が一問
題があった場合には電監審に諮問することを踏まえ、検証会議のメンバーと電監審
委員との重複は避けたほうがよいのではないかと考えております。

2つ目の丸、関係事業者の意見をどのようにくみ取るかとありますが、検証会議におい
ても、この準備会合と同様、民放連や新聞協会メディア開発委員会の関係者がオブザーバ
ーではなく、構成員としてしっかり入って発言する機会が持てるようにしていただければ
と思います。

3つ目は、丸3の論点のところですが、今後、スケジュールがタイトかと思いますが、総
務省の検証会議では、基本的にはNHKの競争評価の結果の妥当性を検証することであ
って、全く異なる手法で競争評価を行うものではないと認識しております。その辺り、ど
のように総務省でお考えなのか、今後のスケジュール等々を次回で結構なので、お示し
していただきたいと考えております。

【飯倉放送政策課長】

3点いただいたかと思えます。初めの2点、私からお話をしたいと思えます。

1点目につきましては、おっしゃるとおりと思えました。専門性、継続性、重要な点でございまして、具体的にどなたにというのは、正式な依頼は別途きちんとさせていただこうと思えますけども、おっしゃっていただいたとおり、ここに参加していただいている方々には基本的にはお願いをしたいと思えます。

他方で、中立性の議論がありますので、放送法において今回、勧告・命令等を出す場合には電監審へ諮問をすることになっていることを踏まえると、電監審の委員との重複は慎重に考えていきたいと思えます。

あと、2点目につきましては、これも御指摘のとおりと思っております。今回の会議もそうですけども、やはりオブザーバーということではなく、構成員として民放連、新聞協会メディア開発委員会の方々に入らせていただいております。正式なお願い、依頼というものは別途ではありますけども、入っていただくときにはそういう同じようなお立場であることが必要と思っております。

3点目につきましては、NHKの評価のプロセスというものを全く度外視して別の評価をすることは無いと思っております。NHKがする評価の妥当性を検証するという手法でやっていくのかとは思いますが、この辺りは、構成員の御意見も踏まえて、これからの議論かと思えました。

あと、スケジュールですが、法律も成立をいたしましたので、1回目の競争評価のプロセスが、この準備会合でも最初に少しラフなスケジュールをお出ししましたが、少し精緻化をいたしまして、次回出していきたいと思えます。

【落合構成員】

私から、質問からさせていただきます。今回の競争評価プロセスとの関係で、いろいろな情報の開示なども競争評価に関わって発生するところではあると思えます。一方で、放送法の中ではNHKに関する規律としては、受信料をどう使っているかという説明責任に関して別な根拠規定もあるように思っております。今回の競争評価を通じたディスクロージャー、そういうものが促される場所はあるかと思えます。今回の法改正の中で、あくまで受信料の用途に関する説明責任は、従来存在する条文の中で読まれるものであって、

今回整備される制度は、あくまで競争評価が主な主眼ということによろしいのでしょうか。

【岸放送政策課室長】

いみじくも落合構成員がおっしゃっていただいたことと私が先ほど林構成員の御質問にお答えしたと重なる部分あると思っております、私の理解でございますが、受信料をどのように使うのかというのを国民の皆さんに明らかにしていくという観点からの規律というのは従来、放送を必須業務とする今の法律の下でも当然ございまして、事前のプロセスとしての予算の国会承認、もう一つは事前及び事後だと思っておりますが、国民への情報公開の規律、この2つが主にあるところでございます。これも下位法令含めまして、どのようなメッシュで費用を受信料なりに充てるのかについて国会に示し、あるいは国民に公開しなさいということ放送法上NHKに対して義務づけているという制度は既にございます。

インターネット配信が必須業務化された後も、基本的に受信料がネット配信にどのように使われていくのかにつきましては、この規律の下で設計していくのが妥当だろうと私は考えてございまして、今回の準備会合における議論の範囲は、まさに競争評価を行うためにどのような情報をNHKに開示をさせる、あるいは、どのような内容をしっかりアセスメントして総務大臣の意見聴取のために出してもらうかといった観点から御議論いただくことがこの準備会合での範囲ではないかと私は考えてございます。

【落合構成員】

まず基本的な位置づけがひとつ分かりました。その上で、確認させていただきたい点がございまして、今回の改正法における実際のインターネット配信業務のフローとそれに関する法律上の立てつけというところで、林構成員と議論されていたところとかなり重複する部分はあるかとは思いますが、しかし、結果的には必須業務は、あくまで契約締結義務が生じるような場面、これをペイウォールと言うべきなのかどうなのかはいろいろな議論があったところではありましたが、一定の能動的・作為的行為があったと認められるタイミングから契約締結義務が発生しており、そこからは必須業務になると理解しております。

ただ、実際には必須業務がそこからだと言ったとしても、実際のサービスサイト上の設計などであったり、必須業務のラインにどうやってたどり着くのかを考えていくとすると、視聴者側としては、まず、最初に何らかの誘導というか、ランディングになるような宣伝

や告知があり、その上で、ペイウオールのような話もありましたが、それぞれものではないにしても、例えばいろいろなメディアのサイトなどでもあるように、恐らく、一部に何らか特に契約をしていなくても見られる部分が全くなくはないのだと想像します。その部分については、もともと放送で見られる部分があるとはいっても、全般的に見えてしまうと、無料で配信してしまっていることになってしまい、矛盾してしまうので、極めて限定した範囲でということになるのだろうとは思いますが。

ただ、そのときに見られるコンテンツの範囲は、あくまでネットオリジナルではないことは当然として、必須業務のときに見られるものの恐らく一部が試しで見られたりするとか、プラットフォームやメディアでよくある1話のみ、もしくは最初の5分、10分のみが見えたりするという流れに全体的にはなるのではないかと思いましたが。法律的な構成と実際のサービスの設計を考えていった場合に、そういうことになると私は想像していたのですが、よろしいでしょうか。

【岸放送政策課室長】

落合構成員がおっしゃったとおりだと思っていまして、これも私の発想にすぎませんが、まずNHKがいろんなコンテンツをこれからインターネットで配信をされていく、全体としての絵姿が恐らくこれからつくられていくのだろうと思います。そこには、落合構成員がおっしゃるとおり、まさに受信契約をされた人たちに対して、まさに番組関連情報として配信するものもあれば、例えば周知・広報的な位置づけのものとして配信されるものもあれば、先ほども私が法律の条文を引用して申し上げた、受信契約をしていない方々にも含めて、その普及を図るためにお試的に少し配信をするといった位置づけのものも出てくるのだろうと思っています。

なので、サービス全体としていろんなものが配信される中で、これはこういう目的でやるものだから法律で整理するとうこうなるということが結果として法律に落ちてくる、こんなイメージだと思っています。

なので、今回の準備会合で御議論いただく際に念頭に置いていただくべきは、まさにメディアの多元性を確保するために、NHKのネット配信、番組関連情報配信のサービスを全体として競争評価をするときに、どの範囲までを見ておくことが適切なのかという観点から御議論いただくのが私としてはいいのではないかと考えてございます。

【落合構成員】

分かりました。今やり取りをさせていただいていた中で、これまで放送法改正の中であった放送と同一の効用という話がありましたが、その範囲に沿って基本的には設計されると思います。まず、その点について、基本的に議論していた範囲に沿ったような見通しになっていると思いました。

これ自体は必ずしも競争評価そのものではないように思いますが、一方で、一般の見られる方というか、視聴に関する動向との関係では、恐らく基本的には必須業務の点が主要なコンテンツ配信になるのであろうとは思われつつも、一方で、任意業務というふうに御説明があったかと思いますが、その部分についても、国民から見ていった場合に、全体としては1つのプロセスになるというわけだと思います。また、どちらかという競争環境としてどうなのかと御懸念をされている民放や新聞等の方々からすると、当然ながら任意業務と言われるところも、法律上の位置づけはさることながら、社会実態的には一連の要素があるような取組になってくるかとは思いますが。このため、こういった一連のプロセスを併せて評価をしていくことを競争評価において見ていくことは重要ではないかと思いました。

その上で、もう一つ、いろいろな論点を検討していくに当たって、政省令においてどういう形で業務規程において規定がされていくのか、それもまた競争評価のトリガーになり得るのではないかと思います。

費用についても、今後、どこがトリガーになるのか、必須的なトリガーになるのはどこのかというのを見ておいたほうが良いとは思いますが、業務規程においてこういった程度の業務の特定を要するという形にされるのかについてイメージがありましたら教えていただけるとありがたいです。

【岸放送政策課室長】

私も例えば省令でこういうイメージを持っているということを今申し上げるものはありませんわけではないですが、基本的には今任意業務の下で規律されていますインターネット活用業務の実施基準と実施計画はNHKがおつくりになるドキュメント、実施基準は認可というのが今の仕組みでございますが、ここに書かれている粒度を1つの参考として業務規程においてどの程度の粒度のものを求めていくかを決めていくのだろうと思っておりますが、これも競争評価として総務省が意見を聴取するときに、それでしっかり判断できる資料を

頂くことがまさに業務規程の規律の根本でございますので、その観点からこの程度の粒度のものは取るべきじゃないのかといったような話も、ぜひ御議論の中からヒントを頂ければ、我々制度設計する立場からすると大変ありがたいと考えているところでございます。

【落合構成員】

現時点での想定で、今後の議論において定まっていくところもありますので、お教えいただいたように思っております。今も含めて各論点についてコメントをさせていただければと思いますが、まず一つ、今回の競争評価の実施において、資料7ページの5つ目の丸のところで臨時的な評価・検証も可能とするべきかどうか、定期とするかということがあります。この点については、法令上の定期評価は一定の年限が決まっているということですが、これまでの様々な議論の経緯などを鑑みていきますと、先ほども申し上げた放送事業者や新聞等の方々もいろいろ御心配をされている中でもあるとは思いますが、柔軟にある程度開催をし得るような形にしておいたほうがより適切な対応ができるのではないかと考えております。

もちろん法律的にはNHKの業務規程の届出をしたときや、実施状況の評価の報告をしたときなどに意見を聴くことになっているということだと思いますが、法律に基づくような場合以外にも、必要があれば柔軟に検証会議を開催できるようにしておくことが重要ではないかと思っております。

2点目としましては、改めて、評価プロセスにおいて、基本的にはいつでもトリガーがとといいますか、検証会議を開き得る状況にしておくという中ではありますが、必須業務のトリガーになる部分、すなわち業務規程の変更が必要になるタイミングをどのように見ていくのかを論点として御提示していただいている中で、幾つか様々な要素があると思えます。従前も費用などについても準備会合の概要で資料10ページなどでも出ていましたが、全体として、費用については、本質的にこれは競争評価と言いましても、NHK自体に売上げそのものがあるわけではない中で、どのようにこれを評価していくのかは、フレームワークとしてできる限り競争法の話を見ていくこともありつつも、一様に、売上げや、費用だけを見ていくことも難しいかもしれないと考えております。

一方で、どこにトリガーを引くのかは、費用については、あくまで視聴であったりだとか、そういうのがたくさんNHKに取られたかどうかという結果ではなく、NHKがそこに新しい事業をしようと注力している可能性があるということを推測し得る重要な間接事

実のようなものとも思います。このため、費用が必ずしも必須の項目ではないようには思われます。しかし、全般として、まだ業務規程の変更がどういう粒度になるのかは今後の議論に委ねられていることがあり、これまで特に民放連から御心配の声も出ていたということも踏まえると、先ほどの業務規程や費用を総合的にどういう形で必須のトリガーを設けていくかが重要となります。ただ、どこにトリガーが引かれるとしても、常設会議という形にしておくことによって、妥当な結論を、問題がある場合に検証ができる形にしていく、こういう対応を行っていくことは重要なのではないかと考えております。

第3点としましては、評価・検証に関するプロセスで、資料7ページの3ポツですけれど、総務省として新たに競争評価を行うのか、NHKによる競争評価の結果を踏まえるのかということではあります。この点については、従前の議論からも、基本的にはNHKが一度実施をして、それをさらにレビューをしていく形で議論をしてきたということだと思っております。新たに必ずしも競争評価を行うものではなく、NHKの競争評価の結果の妥当性を検証していく形になるのではないかと考えております。

【飯倉放送政策課長】

3点おっしゃっていただきましたけども、いずれもそのとおりだなと思っておりますが、ほかの構成員の方々の御意見も踏まえながら、準備会合としての意見をまとめる方向性に持っていきたいと思っております。

【(一社)日本民間放送連盟 八田構成員】

林構成員が指摘された2つの点について、落合構成員からも発言がありましたが、民間事業者の立場から確認させていただきたいと思っております。

まず1点目、「しみ出したもの」という表現をされましたが、ごく一般的なデジタルメディアについていいますと、私の理解ではNHKプラスのような自社プラットフォームに視聴者を連れてくるためには、インスタグラム、X、LINEといったいわゆるソーシャルメディアにある一部分を切り出して誘導するのがごく一般的で、当然NHKはおやりになるだろうと思っておりますし、否定するものでもありません。

その上で確認したいのは、林構成員がおっしゃった「しみ出した」というのは、私の理解で正しいのか。また、岸室長から試行的配信が任意業務であるという発言がありましたが、試行的配信は今申し上げたような、ソーシャルメディア、サードパーティーにごく一

部の部分を出すことをいうのか、それとも、任意業務という言葉からNHKオンデマンドのサービスを指しているのか、試行的配信の定義、位置づけが分からなかったので、教えていただきたいと思っております。

2点目、費用の話です。あくまでも民間事業者の話で申し上げますと、基本的には管理会計の仕組みをとっています。設備投資について林構成員が御指摘されましたが、おっしゃるとおり、設備投資はP/L段階で短期的には出てきますが、基本的には減価償却で、このような設備だと大体5年で償却になりますが、ならした上で、仮想的に配信ビジネスが儲っているのか、儲かっていないかを管理しています。

その中で、これは費用配分の問題になると思いますが、放送では、放送で出したものとネットで出したものについては、同じ素材を使うにしても、制作費及び人件費を何らかの方法で案分して、ネットは儲かっているのか儲かっていないのか、どのぐらいお金を使ったのかみることがごく一般的です。これはあくまでも参考情報として、こうやれと言っているわけではないですが、申し伝えたいと思います。

「しみ出した」と呼ばれているサードパーティーにおける配信は、ぜひ競争評価の全体の枠組みでも議論の俎上に上げていただきたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

今の御発言、御意見を踏まえまして、準備会合としての取りまとめを進めていきたいと思っております。

2点目の試行的配信の説明は、岸室長からお願いいたします。

【岸放送政策課室長】

本当は条文を御覧いただくのが一番いいと思いますが、第20条の3第10項を私は先ほど林構成員の質問にお答えする際に申し上げたところでございまして、まずやることの目的を「特定必要的配信の普及を図るため」と書いていまして、特定必要的配信は、まさに受信契約の対象となります放送番組の配信と番組関連情報の配信の2つでございましてけれども、この普及を図るために、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組と番組関連情報の全部または一部について、受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができると書いていますので、どのように講ずるかということは法律上は限定しておりませんので、これは自社の

経路を使うものもあれば、他社を使うということも法律上は考えられるということでございます。

法律の説明としては以上になります。

【飯倉放送政策課長】

八田構成員がおっしゃった最後の費用の話は、多分御参考にとということなので、特段NHKからも御発言ないかと思いますが、もし何か特にコメントがあればお願いします。

【日本放送協会 前田構成員】

特にないです。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員】

4月から日本新聞協会メディア開発委員会の委員長を務めることになりました、時事通信社の斎藤と申します。今城前委員長から交代しまして、今日から準備会合の構成員を務めることになりました。皆様、よろしく願いいたします。

まず、前回の準備会合から間が空いていますが、その間、メディア開発委員会で見解を3月8日付で公表いたしました。その件に触れさせていただいた上で、今後についても一言申し上げたいと思います。

メディア開発委員会は3月8日付で「NHKのインターネット活用業務必須業務化に対する見解」を公表しました。これまでの準備会合の結果を踏まえ、メディアの高度な多元性の確保、あるいは地方メディアへの配慮に関する改正案の内容や、NHKの説明に一定の評価をしまして、必須業務化の方向性を受け入れる立場から、引き続き制度設計の議論に参加していくことを見解で表明しました。

見解の中でも強調しているところですが、NHKがこれまで説明されてきたとおり、放送とネットが同一ということは、今後の評価プロセスあるいは検証会議の中でも極めて重要な視点だと考えております。今後、検証会議の前に準備会合の取りまとめをされるときには、この文言を明記していただくようお願いしたいと思っております。本日、競争評価プロセスが話題になっていますが、この点に御留意いただきたいというのが新聞協会メディア開発委員会としてのお願いです。

それともう1点、これまでいろいろ御議論いただき、林構成員、落合構成員、皆様から

話が出ており、今回の見解の中でも言及していますが、メディア開発委員会はやはり地方も含めたメディアの多元性を非常に重視しています。法律の立てつけでは、必須業務に絡んだ業務規程が検証会議における評価のスコープになるのですが、それに限らず任意業務の話もありました。しみ出しの話がありましたが、やはり多元性を確保する観点から、必要な評価あるいは議論をしっかりスコープに含めていただきたいと考えています。

それからもう1点、検証会議のメンバーに関して、専門性あるいは継続性の話がありました。準備会合でこれから取りまとめることになるとは思いますが、これまで築き上げてきた議論について、ぜひ継続性の観点から、我々関係事業者はもちろん、有識者の皆様についても、この点を踏まえてお願いしたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

引き続きこの議論、よろしくお願ひしたいと思っております。

御質問等々いただいた3点ありました。1点目は、ごもっとも、そのとおりと思います。具体的には次回、NHKの競争評価のプロセスについて何らかプレゼンテーションをお願いしておりますので、そういったものも踏まえてこの準備会合としての取りまとめをしていきたいと思っております。

2点目につきましても、おっしゃるとおりかと思っておりますので、この点、異論はほかの方もないかと思っております。準備会合の取りまとめにもその方向でと思っております。

3点目、こちらは先ほど日本テレビの里構成員からお話いただいた点と同じかと思っております。正式な御依頼、要請、正式な検証会議への参加の正式な御依頼につきましては別途ということになりますけども、御指摘ごもっともと思っておりますので、そういう方向になろうかと思っております。

【長田構成員】

こういう競争をきちんと検証していくという仕組みが始まるということ国民にどう説明していくのかもすごく大切と思っております。

いろいろな視点からの競争評価が大切だと思いますので、視聴者というか、契約者としての立場からどう見ていくのかという視点を、それぞれの人たちが様々な立場できちんと考えをつくっていかないと混乱してしまう気もしますので、この仕組みで何を目的にしているのかというのを分かりやすい説明をぜひ総務省ではしていただきたいと思います。

あと、準備会合で皆様の意見をずっと伺ってきて、私も参加をさせていただいてきたわけですけれども電波監理審議会の委員と兼任はふさわしくないのではないかという御意見もありましたので、私と林構成員が抜けてしまうということになると思ったりしていますが、ただ、最後の予算のときの大臣意見のところを拝見する時間はそんなに長いわけではなく、本格的な会議が始まりましたら、傍聴というような形ででもきちんとウオッチをさせていただきながら、電監審としての委員としての役割を果たしていきたいなと思っています。

【飯倉放送政策課長】

1点目の点につきましては、こういった会議、ずっとそうですけど、関係者だけで議論していきますとどうしても国民の視聴者の方々から分かりづらい議論になりがちだという御指摘、そのとおりだと思います。総務省も、NHK、あと、関係事業者とも協力をしながら、何をしているのかというのは常々発信をして、世の中から乖離をしないように心がけていきたいと思っています。

2点目の点、なかなか難しい問題ではあると思いますが、継続性の観点から、もし先生方の立場で、もし構成員が難しいとなった場合でも、議論には参加いただけないかというのは追求をしていきたいなと思います。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

林構成員がおっしゃった競争評価の対象は私もとても気になっております。射程は広めに取っていただきたい。なぜかというと、NHKのインターネット活用業務は一部を除いて必須業務となると思いますが、その場合、競争評価をすり抜ける抜け道に任意業務がなってしまうのはよくないと思っています。法律で決まっていることもあります。法律は法律として検証会議の役割や、検討の射程は広めに取ることは大賛成であり、ぜひ広めに取っていただきたいと思っています。

費用についても、民放連としては資料5-1の参考にあるとおり、引き続き大きな要素だと考えています。

事務局から次回、スケジュール感が示されるということですが、検証会議という組織の性格づけも次回までに御説明いただけるようお願いいたします。

【飯倉放送政策課長】

検証会議の性格づけという点、スケジュールとともにというお話をいただきました。性格づけの話につきましては、本日御議論いただいたように、法律に基づく意見を聞くという点を法律に書いてあるわけですが、それに基づく対応と、そのほか、今回できず検証会議なるものの役割、公正競争の確保という点での役割を踏まえて、こういったところをスコープにしていくのか、柔軟に考えたほうがいいというところも御意見としていただきましたので、そこも含めて出せるものを出していきたいと思います。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

今回の会合で、スケジュール感、性格づけをなるべく具体性を持って示していただきたいと考えています。と申しますのも、NHKの来年度予算から逆算しますと、秋に検証会議を開催したとしても、何回できるか分かりませんが、そうたくさん時間があるわけでもないと考えております。NHKのプロセスについても、次回お話を伺えるということでしたが、あまり時間があるわけではないと思います。したがって、NHKに対しても、競争評価のプロセスについても、枠組み、立てつけ、それからスケジュール感をなるべく具体的に示していただきたいと思います。

と申しますのも、この過程でも第三者の意見を聞くことになっております。新聞協会メディア開発委員会として、NHKのプロセスの段階でも、意見として言いたいことがあれば積極的に言っていきたいと思います。放送法も成立しましたので、ぜひ総務省もNHKも次回、スケジュール感、プラスアルファの部分なるべく、具体的にお示しいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【飯倉放送政策課長】

御意見、御指摘も踏まえまして対応していきたいと思います。

NHKにつきましては、多分次回の会合でのお話の中でもお答えいただけると思います。

【前田構成員】

次回、こちらからプロセスのお話をさせていただきます。

【飯倉放送政策課長】

事務局にも幾つか宿題頂いており、次回以降で出していきたいと思っております。

ひとつ、競争評価につきまして、メディアの多元性を評価の考え方として入れていくということですが、もしメディアの多元性の評価、どうやって評価をしていくのかという点につきまして、何か御示唆がありましたら、構成員の方々、お知恵いただけるとありがたいなと思います。

【林構成員】

メディアの多元性ということを競争評価の目的の1つに、基本原則に据えるべきではないかということ、私自身、かねてより申し上げておりましたので、ちょっと敷衍したいと思っておりますが、この点、非常に重要かと思えます。競争評価をプラクティカルに、かつ、フィージブルに回していくためにも、メディアの多元性維持、究極的には、国民の知る権利、表現の自由の維持・増進に奉仕するという目的を達成するためにどういった形で競争評価していくのがいいのかはこれから考えていくべきだと思います。それがなくしてはお題目に終わってしまうという懸念もあるので、そこはしっかり考えていくべきだろうと思えます。

そこで大事なのは、1つは、これは公共放送ワーキングであるとか、あるいはデジタル時代の放送政策の検討会でも、縷々言われているところでもありますけれども、エビデンスに基づくといいですか、検証可能な形でいいですか、あるいは、できるだけ定量的に評価できるような形で努力していくというのが大事だろうと思えます。

ただ、定量化といっても、なかなかそこは定量的な指標だけで評価するというのは難しいですので、定量的な評価と定性的な評価がハイブリッドでなされて検討されていくというのが必要だろうと思えます。

その上で、どういったところをやればいいのか、検証していけばいいのかという指標ですが、これはNHKで今後検討されていくのだらうと思えますし、その検討結果を我々で、先ほど落合構成員もおっしゃっていましたが、今後の検証会議でレビューしていくことであると思えますが、広く言えば、私は2つぐらい視点があると思っております、1つは、メディアの多元性確保、もう1つは、視聴者あるいはユーザーの、今の言葉を借りれば情報的健康にどれだけ寄与できるのかが大事と思えます。

そのために今いろいろ議論されていると思えますので、例えば視聴者の、あるいはユーザーのアンケート調査を活用するというのも考えられると思えますし、そういうところ

を検討してもいいのではないかと思います。

もう一つは、視聴者の情報的健康への寄与だけではなくて、視聴者、ユーザーの利便性への寄与についてもしっかり評価の対象にさせていただきたいと思います。

そこも、アンケート調査等の定量的評価である程度試行可能な部分もあると思いますので、検討していただきたいと思います。

それと併せて、検証会議はジャーナリズム上の競争といますか、メディアの多元性確保という目的と併せて、いわゆる競争法の文脈で出てくるような経済的な競争の文脈もありますので、これまでNHKも蓄積がございますので、それはそれとしてしっかり積み重ねていただくことも併せて大事なのではないかと思います。

まだ私自身、アイデアレベルで、具体的にこういったものでやるべきだということが固まっているわけではないですが、ほかの構成員の方の御知見もいただきながら、次回以降の準備会合で議論できればいいと思います。

【飯倉放送政策課長】

御示唆いただいたことを踏まえながら検討を引き続きやっていきたいと思います。

【落合構成員】

1つですが、今回、NHKの競争評価に関する会議ではございますが、もともと重要だと思って放送に関して関わっている点としては、やはりローカルメディアの地域情報や情報発信がしっかり増加していく形になることだと思っております。

親会で（以前、自社制作比率などについて）議論させていただいて、定量的評価というのは、潜脱のおそれもあるので必ずしも実施しないということになっておりましたが、競争評価をすることによって縮小均衡のほうに行くということではなく、ぜひ最終的にはローカル局の情報発信、これが二元体制でしっかりなされていくことが望まれます。もちろんこの文脈では多元性ということで、新聞等のローカルメディアも含めてということではあるかと思いますが、そういう形に進んでいくということを全体としては期待しております。

【飯倉放送政策課長】

いただいたコメントも踏まえて準備会合としてのまとめに入っていきたいと思っております。

ります。

(3) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。